

特定家庭用機器再商品化法 解決しなければならない課題

2013年9月10日

主婦連合会 副会長/環境部長

有田 芳子



家電リサイクルの課題

- **リサイクル料金**

リサイクル率？

適正に使用されている？

収集運搬料金+リサイクル料金=高い！

高齢者などには「無料回収は魅力的」

- **不用品回収業者**

- **収集運搬システム**

小売店に引取義務のない家電

- 過去に購入した小売店が閉店して、引き取りを依頼できない。
- 転居したため、過去に購入した小売店が遠方で、引き取りを依頼できない。
- お祝いなどで頂いたため、購入した小売店がわからない。そのため引き取りを依頼できない。

廃棄したいときの家電4品目の 行政対応

- 市に収集を予約、市が運搬を代行
- 許可業者による運搬依頼の案内
- 小売店・許可業者への運搬依頼の案内
- 地域の小売店への相談・依頼の案内
- 回収協力店への引取依頼の案内

ネットで検索すると

「家電リサイクル」「Q 家電を処分したいな」「家電製品高値買い取り」などでは、下記のようにでてきます。

会社名 ×××

所在地 ×××市

電話番号 0×× ××× ××××

メール info@××××.com

URL <http://www.××××.com/>

代表者名 ×× ××

許認可 古物商許可番号

第××××××××××号

☆古物商許可番号は4家電の回収免許じゃない！

消費者には 許可の有無は分からない

☆家庭から出るごみは、一般廃棄物。
一般廃棄物（家庭ゴミ）の廃家電は産業廃棄物、
古物商の許可で、買い取り回収はできない。

家電4品目については、リユース以外は買い取りであつても、粗雑な扱いをしている場合は廃棄物と判断され、その場合は許可が必要。その許可は産廃でなくて一廃の収集運搬の許可。

☆小売に引き渡す場合でなければ、行政と一般廃棄物収集運搬許可を持っている業者だけが、処理料金を取り家庭から出る「廃家電(4品目)」を収集可能。それ以外は、無許可営業で廃棄物処理法違反。

不用品回収業者

- スピーカーで「こちらは廃品回収車です」などと大音量で宣伝しながら家の周りをトラックで巡回する。
- 家のポストに「不用品・粗大ゴミ回収・遺品整理」などと書いたチラシを投函する。
- 空き地に「無料回収」などと書いた看板やのぼりを立てている。

家電の中古 あげます・譲ります (有料広告)

- エアコン、扇風機、加湿器、こたつなどの季節家電、冷蔵庫や食器洗い機などのキッチン家電など、様々な家電の情報を集めたネット上のページ
- 中古エアコン、冷蔵庫使用可能なら使う方が良い→でも、中古5,000円で購入したものにリサイクル料は割高！
- その後が心配・・・！

廃棄物処理法違反（無許可）の 逮捕事例

- 不用品回収：無許可で全国展開、業者逮捕へ 強引営業も（2010年）
- 家電無料回収業者の経営者ら2人逮捕 岐阜県警（2013年4月）
- 家電を無許可で回収 不法投棄 男2人逮捕 埼玉県警（2013年6月）

高額請求：「[REDACTED]」事件で 新たに6人を逮捕

「[REDACTED]」の名で不用品を回収していた「[REDACTED]」(本社・神奈川県藤沢市)が客に高額料金を請求していた事件で、宮城、埼玉、千葉、愛媛の4県警は3日、同社の実質経営者で取締役の[REDACTED]容疑者(33)＝藤沢市＝ら6人を廃棄物処理法違反(無許可営業)容疑などで新たに逮捕した。逮捕容疑は、6人は今年2～7月、4県
の家庭から無許可で木くずを有料で回収するなどした疑い。4県警は11月、関係者13人を廃棄物処理法違反(無許可営業)容疑で逮捕。元支店長5人は略式起訴され、それぞれ罰金50万円の略式命令を受けた。2010年12月3日(全国紙新聞より)

家電無料回収業者の経営者 2人逮捕 岐阜県警

テレビや冷蔵庫など廃棄物とみなされる使用済み家電を無料で回収して無許可で保管したとして、岐阜県警生活環境課と岐阜北署は11日、廃棄物処理法違反（無許可収集）の疑いで、岐阜市西中島の廃棄物処理業者「XXXXXXXXXX」の経営者のXXXXXXXXXX容疑者（27）＝同市寺田＝と従業員のXXXXXXXXXX容疑者（27）＝同市蔵前＝の2人を逮捕した。

家電の無料回収をめぐる業者が逮捕されたのは全国で初めて。逮捕容疑では、岐阜市長から一般廃棄物処理業の許可を受けずに昨年11月中旬から今年1月上旬にかけて5回にわたり、住民から使用済みのテレビ5台と洗濯機2台、冷蔵庫1台を回収し、同市西中島の自社の空き地に野積みしたとされる。県警によると、XXXXXXXXXX容疑者は「違法とは知らなかった」と容疑を否認している。

捜査関係者によると、集めた家電から金属くずを取り出して販売していた。中国への輸出向けだったとみられる。野積み家電を撤去するか屋内の施設に入れるように岐阜市から指導されていたが、「廃棄物ではない。再利用する」と主張して応じていなかった。

環境省は昨年3月、「再利用できない家電製品を屋外に保管している場合は廃棄物とみなす」という通達を全国の自治体に出している。2013年4月11日（地方新聞より）

家電を無許可で回収

不法投棄 男2人逮捕

使用済み家電を無許可で回収し不法投棄したとして、埼玉県警生活環境2課と川越署は25日、廃棄物処理法違反容疑で東京都北区滝野川、廃品回収業、■■■■容疑者（43）と板橋区板橋、廃品回収従業員、■■■■容疑者（59）を逮捕した。同課によると、2人は容疑を一部否認している。

逮捕容疑は、今年2月28日～3月13日、無許可で東京都杉並区の民家など3世帯から、冷蔵庫などの電化製品数点を44万3千円の処分料金を回収したとしている。両容疑者は通常の6～8倍の値段で廃品を回収していたという。

2013年6月25日（ネット情報より）

廃棄物処理法違反の罰則

例：「 」の名で全国展開、無許可で不用品を回収、強引営業していた不用品回収業者は、民間の信用調査機関によると09年10月期の売上高は約17億4000万円

☆罰金 1997年～ 3年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人は1億円）

2000年～ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人は1億円）→厳しくなったように見えるが、表面化するのは、あくまで氷山の一角！廃棄物判断が難しい？

小売店に引き取り義務のない家電のアクセス簡素化と自治体の更なる協力

- 行政のHPには、「連絡してください」としか書いていないところもある。
- 市の担当者に電話をかけると業者を紹介してくれるが、そこからまた業者に電話をする事になる。
- 行政の資源回収の窓口に連絡するか、ネット上で行政に申し込みをしたら、業者が回収対応してくれるような簡素化要望

収集運搬システム

自治体の許可制度の見直し

- 業者は、店舗を置く各自治体の許可を取っている。許認可を本社機能があるなどの自治体で受ければ、他の自治体でも営業可能することが必要ではないか。
- その上で、無許可営業などの取り締まりは、各自治体、国の協力体制のもと進める必要がある。

*** 無許可回収業者の罰則が強化されても、取り締りを強化しなければ策!**



最後に

- メーカー、国、自治体による消費者向け普及啓発が不十分で、家電リサイクルについて理解している消費者が少ない！
- メーカーの回収率・再商品化率など知らせるべき！
- リサイクル料金の更なる見直し・徴収方法の検討を！
- 消費者がどのように出したらよいのか、不適正な処理ルートはなぜいけないのか伝わっていない！
- 持続可能な社会、環境汚染をしない為の消費行動のために徹底して消費者に伝えるべき！